

(平成26年11月27日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

関東（埼玉）厚生年金 事案 8816

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成18年9月から19年3月までは28万円、同年4月は30万円、同年5月は26万円、同年6月から同年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和54年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年9月1日から19年9月1日まで

ねんきん定期便では、A事業所に勤務していた申立期間の標準報酬月額の記録は、私が実際に受け取っていた給料よりも低い上、控除されている保険料の金額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高い。給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる保険料控除額又は給与支給額から、平成18年9月から19年3月までは28万円、同年4月は30万円、同年5月は26万円、同年6月から同年8月までは28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料の納入告知

を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（山梨）厚生年金 事案 8819

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 22万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 50 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 14 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与の記録が無い。申立期間については、賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「平成 18 年賃金台帳一覧」、B市役所から提出された「給与支払報告書」及びC銀行から提出された預金取引明細表から判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳一覧及び給与支払報告書から、22万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出でおらず、厚生年金保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8815

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 3 月 20 日まで
② 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 12 月 27 日まで

申立期間①については、中学校を卒業して、A社（現在は、B社）に勤務し、申立期間②については、C社に勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の業務内容等に係る詳細な供述から、期間の特定はできないものの、A社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は、昭和 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる上、B社は、「昭和 38 年 7 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となったので、申立期間①当時は、申立人を厚生年金保険に加入させていないと思う。」と回答している。

また、昭和 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している複数の同僚は、同日より前から勤務していたと回答している上、そのうち 32 年 4 月から 40 年頃までの期間に勤務していたとする同僚は、

「時期は不明だが、厚生年金保険に加入することになったという説明を会社から受けた記憶があり、自分が勤務していた期間のうち、厚生年金保険の被保険者期間が 2 年程度であるのはそのためだと思う。」と回答している。

さらに、B社に対し、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除につい

て照会したところ、同社は、当時の資料は既に処分しており不明であるとしていることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

2 申立期間②について、申立人の業務内容等に係る詳細な供述から、期間の特定はできないものの、C社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、C社は、昭和34年6月15日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、昭和34年6月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している複数の同僚は、同日より前から勤務していたと回答している上、そのうち、給与関係を担当していたとする同僚は、「自分が入社した昭和30年頃は、会社自体が厚生年金保険に加入しておらず、その当時の従業員から厚生年金保険の適用について聞かれたとき、当社は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料も控除していないと説明した記憶がある。」と回答している。

さらに、C社は既に解散しており、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（山梨）厚生年金 事案 8817

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 43 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 14 日

A 社において申立期間に支給された賞与が厚生年金保険の記録に無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が提出した申立人に係る平成 18 年賃金台帳一覧により、「賞与・手当等」の金額欄は「0」と記載されていることが確認できる。

また、当該賃金台帳一覧により、当該賃金台帳一覧に記載された社会保険控除の金額は、月々の給与からの社会保険料控除分であり、「賞与・手当等」に相当する社会保険料は含まれていないことが確認できる。

さらに、申立人の給与振込口座の預金取引明細表により、申立期間に係る賞与の振込みは無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（山梨）厚生年金 事案 8818

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 58 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 8 日
② 平成 18 年 7 月 19 日
③ 平成 18 年 12 月 14 日
④ 平成 19 年 7 月 9 日
⑤ 平成 19 年 12 月 10 日

A 社において申立期間に支給された賞与が厚生年金保険の記録に無い。
調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社は、申立人に係る平成 17 年の賃金台帳等の資料は無いと回答しており、申立人も、当該期間の賞与明細書を所持していない上、申立人の給与振込口座の預金取引明細表により、当該期間に係る賞与の振込みは無いことが確認できる。

申立期間②及び③について、A 社が提出した申立人に係る平成 18 年の賃金台帳一覧により、「賞与・手当等」の金額が記載されていることが確認できる。

しかしながら、前述の賃金台帳一覧には、前述の「賞与・手当等」に相当する厚生年金保険料の控除は無いことが認められる。

また、申立人の預金取引明細表により、申立期間②及び③に係る振込額の合計は、前述の「賞与・手当等」の金額から当該「賞与・手当等」に係る所得税額及び雇用保険料に相当する金額を控除した金額と一致していることが認められる。

申立期間④及び⑤について、A 社が提出した申立人に係る平成 19 年の賃金台帳一覧及び賞与明細書により、当該期間に係る賞与の支給は確認で

きる。

しかしながら、前述の賃金台帳一覧及び賞与明細書には、賞与支給額に相当する厚生年金保険料の控除は無いことが認められる。

また、預金取引明細表の申立期間④及び⑤に係る振込額は、賞与明細書の差引支給額と一致している。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。